

春日井民商だより

N0.1280 2011. 6. 27
発行 春日井民主商工会
春日井市ことぶき町183
TEL 81-1482・FAX81-9756

16日、東支部が春日井市と納付相談をおこないました

16日午後に東支部が春日井市への納付相談をおこないました。相談に行ったのは2名の会員で、井手理事と事務局が同行しました。

相談に行った2人の会員は、ともに売上が大きく減って、市県民税や国保税が払いきれないと今回の相談になりました。

応対した職員に自分のところの実情を話して、いずれも希望の金額で分納をくむことができました。

分納計画はまもる努力を、払えないときは必ず連絡を入れる

今回相談に行った2人は、分納の金額を納めきっても、残念ながら今年度発生税額にはなりません。春日井市が(いまのところ)このような形の分納を認めているのは、今回相談に行った2人が以前の約束はしっかり守って、分納をしてきた「実績」があるからです。大切なことは「無理な約束はしない、約束したことはまもる。どうしても払えない突発的なことが起きたら必ず連絡を入れる」ことです。税金でくらしや商売をつぶされないようにがんばりましょう。

大きく変わる「地方税徴収」

愛知県全体では、県内を6つのブロックに分けて「地方税徴収」の「組織」が作られています。「今まで分納していたのに突然取り立てが厳しくなった」「払えないなら差押えをする」など過酷な税金の取り立てが報告されています。春日井市はまだこの「組織」に参加していませんが、今後参加をする可能性もあり、国税だけでなく市県民税など地方税にも関心を持っていくことが必要です。

春日井市でも年間約800件の「差押え」は実施

納付相談をしっかりと受けている春日井市でも年間の差押え件数はここ数年減っているとはいえ800件あまりあります。払えないまま放置すると大切な預金や生命保険などが「差押え」をされることになりかねません。現に「朝、銀行に行ったら預金が0になっていた」という相談も寄せられています。そのようにことになる前に早めの相談に心がけましょう。

いまいちど「国保証」の有効期限の確認を

いま発行されている「国保証」の期限は来年の8月末までです。それより期限の短い「短期証」になっている方は、納付相談とあわせて、「正規証」を交付するように要求しましょう。

保険証の期限が迫っている人、今年の税金を払いきれない人は最寄りの役員か事務所まですぐに連絡ください。

事務局からのお願い

鈴木事務局員の名古屋中民商への異動にともない、現在後任を選考中ですが、しばらく星野ひとりの体制になります。税務署や市役所、保証協会など会員と出かけることも多くあり、事務所不在でご迷惑をおかけすることも多いと思いますが、ご容赦ください。相談は、事前に電話で日程調整をしていただくようお願いいたします。

1月から6月までの給料の「源泉所得税」の納期限は7月11日(月)です

従業員や専従者への給料の源泉所得税の納期限は7月11日(月)です。1月から6月までの預かった所得税を合計して納付します。納付書等の記入の仕方がわからない方は事務所までお問い合わせください。納期限を過ぎると「不納付加算税」などのペナルティがつくので注意を!

《源泉税納付の実務》

6月28日(火)

7月7日(木) いずれも午後2時から

今年も入荷しました!

食べてよし! お遣いものでもOK
夏恒例! 小豆島ソーメン好評発売中!

2000円 (1.8キロ入り)
(値段据え置きです)

好評につき残りわずかです

7月より会費が300円上がります ご理解とご協力をお願いします

先の春日井民商定期総会で3年前に決定して、実施を見合わせてきた会費の300円引き上げを実施することになりました。詳しくは「会費改定のお知らせ」をご覧ください。大変厳しい時期ですが皆様のご理解とご協力をお願いします。

15日までの会費集金にご協力をお願いします 会計 山崎 孝亀

引き続き東日本大震災支援募金にご協力ください!